

## ～留学費用に関する消費税の取扱いについて～

法人が海外留学に関する斡旋、仲介等を行う事業者である場合、その取引の内容、取引の対象者等により消費税の判定も異なってきます。今回は「輸出取引の免税」及び「非居住者に対する役務の提供」につきまして簡潔に説明したのち、海外留学に関する消費税の取扱いについて2つのパターンを紹介いたします。

**1. 輸出取引の免税**

事業者が国内で商品などを販売する場合には、原則として消費税がかかりますが、販売が輸出取引に当たる場合には、消費税は免除されることとなります。

国内及び国外の地域にわたって行われる旅客若しくは貨物の輸送又は通信は輸出免税取引とされ、具体的には、商品の輸出や国際運輸、国際電話、国際郵便などの役務の提供が挙げられます。(消費税法7条1項3号)

ただし、輸出免税を受けるためには、資産の譲渡等が輸出取引となることについて、その輸出取引等の区分に応じて一定の証明が必要になります。

**2. 非居住者に対する役務の提供**

上記1で述べたとおり、非居住者(※)に対する役務の提供は一般的には輸出免税の規定が適用され、消費税が免除されます。

しかし、非居住者に対する役務の提供であっても、次のものについては消費税が免除されないこととなります。

- (1) 国内に所在する資産の運送や保管
- (2) 国内における宿泊や飲食
- (3) (1)及び(2)に準ずるもので、国内において直接便益を受けるもの

例としましては、国内に所在する建物などの管理や修繕、理容又は美容、医療又は療養、鉄道やバスなどによる旅客の運送、国内間の電話や郵便などが挙げられます。

(※)・非居住者とは、「居住者」以外の個人をいい、居住者とは、国内に「住所」を有し、又は、現在まで引き続き1年以上「居所」を有する個人をいいます。

政令では、「『非居住者』とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。」と規定されており、法人も含まれます。

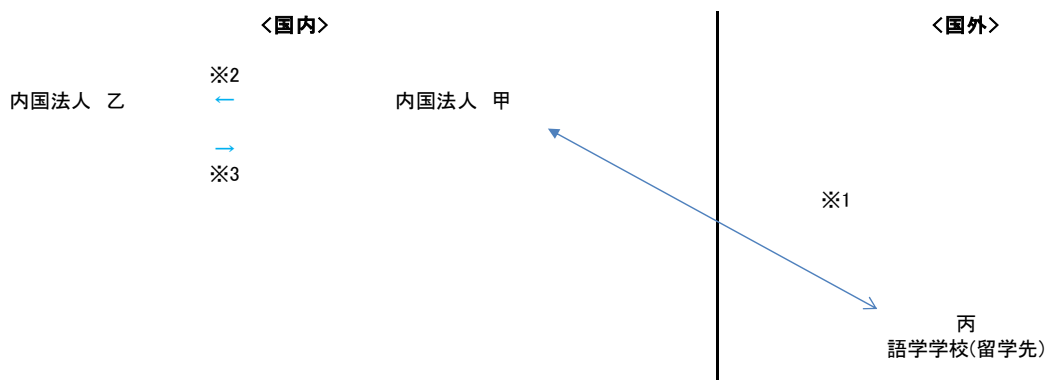
**3. 海外留学の斡旋手数料に係る消費税の取扱い**

それでは、海外留学を行う場合の斡旋手数料についてはどうでしょうか？  
 前提は以下のとおりです。

**【前提】**

- 1-1 海外留学の斡旋会社である内国法人甲と内国法人乙は海外留学の斡旋に関して、業務委託契約を締結している。
- 1-2.上記 1-1 より、甲は国外の語学学校である丙と海外留学のプログラム等の内容について調整を行う。
2. 上記 1 より海外留学の内容等が確定したら、甲は乙に当該留学に関連する費用を請求する。
3. 上記 2.に伴い、乙は甲に請求額を支払うこととなる。

**【海外留学の斡旋手数料について】**



**Q.** 上記の取引について、甲から乙に留学に関連する費用を請求する際には事務手数料のみならず、現地の諸経費も含まれており、契約書や領収書にはその区分は記載していません。このときの手数料に係る消費税の課税関係はどうなるのでしょうか？

**A.** 海外留学の斡旋に係る役務の提供は国内と国内以外の地域にわたって行われていると認められるため、国内取引に該当します。また、この斡旋は居住者である内国法人乙に対する役務の提供であるため、輸出免税の規定は適用されず、消費税の課税の対象となります。

なお、国外における役務の提供部分の金額を合理的に区分している場合には、その部分は国外取引の取扱いを受けることができます。この場合にはいわゆる不課税売上に該当することとなります。

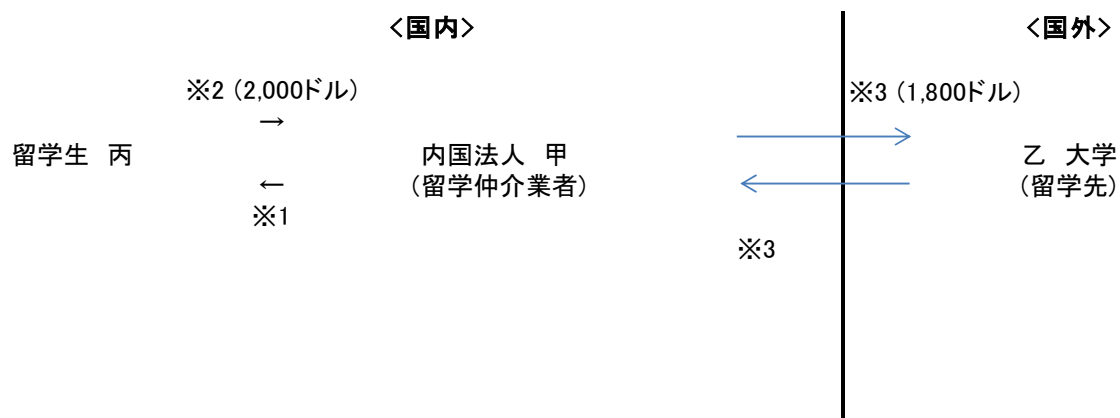
#### 4. 外国の大学に対する留学生の紹介

では、次のようなケースはどうでしょうか。

##### 【前提】

1. 内国法人甲が留学生丙に対して留学先であるアメリカの乙大学(外国法人)を紹介する。
2. 丙が甲に対して留学に関する手数料等(2,000 ドル分)を支払う
3. 上記 2 より、丙より収受した手数料を乙大学に支払う。甲は、200 ドルを手数料として取得し、残額を乙大学に渡す契約を結んでいる。したがって、残額 1,800 ドル分を乙大学に支払うこととなる。

##### 【外国の大学に対する留学生の紹介について】



Q. 上記の取引について、丙から収受した手数料2,000 ドル分の対価のうち甲が手数料として収受することとなる 200 ドル分について、消費税の課税の対象となるでしょうか？

A. 200 ドル分は、甲が留学先である乙(外国法人)から受け取る報酬と認められます。この報酬は、乙が国外(アメリカ)において留学生を受け入れるという便益を受けるために支払うものとなります。したがって、この報酬は「非居住者に対する役務の提供で国内において直接便益を受けるもの」に該当しません。よって、輸出免税の規定の適用を受けられると考えられます。

##### 【解説】

留学生 丙から 2,000 ドル分を受け取ることが乙の意思であるとする、2,000 ドル分は乙に帰属し、そのうちの 200 ドル分は手数料として甲が支払を受ける関係となるため、上記の取扱いとなります。

ただし、乙が対価として 1,800 ドル分を受取る取決めとなっている場合には、別途、甲が居住者である丙から 200 ドル分の手数料を徴収していることとなり、この場合には、200 ドル分は居住者に対する役務の提供の対価として消費税の課税の対象になるものと考えます。

**Tax Consulting Firm EOS**  
**Firm News Vol.39 Jun'18**

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5 階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: [accounting@epcs.co.jp](mailto:accounting@epcs.co.jp) <http://www.epcs.co.jp>